

## 愛知県住生活基本計画有識者検討会議開催要綱

### (目的)

第1条 愛知県の住まい・まちづくり政策に関する基本方針となる「愛知県住生活基本計画 2025」の見直しに当たり、専門的見地から意見を聞くため、愛知県住生活基本計画有識者検討会議（以下、「検討会議」という。）を開催する。

### (検討会議)

第2条 検討会議は、別表1に掲げる委員により構成する。

### (分科会)

第3条 検討会議には次の分科会を設けるものとする。

- (1) 住まい分科会
- (2) ストック分科会
- (3) 新技術・まちづくり分科会

2 各分科会は、別表2に掲げる委員により構成する。

### (座長)

第4条 検討会議及び分科会（以下、「検討会議等」という。）には座長を置く。

- 2 座長は検討会議もしくは分科会を統括し、それぞれの会議の進行にあたる。
- 3 座長が会議に出席できないときは、あらかじめ座長から指名された者が代理を務めるものとする。
- 4 座長は必要に応じ、別表1もしくは別表2に掲げる委員以外の者の参加を求めることができる。

### (検討会議等の公開等)

第5条 検討会議等は原則として公開するものとする。ただし、愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる等、会議の内容により公開に支障があると座長が判断した場合はこの限りではない。

- 2 前項により、検討会議等を公開する場合の傍聴方法等については別途定める要領による。
- 3 会議録及び会議資料は、5年間保存するものとする。

### (開催期間)

第6条 検討会議等は、令和2年度及び令和3年度において開催する。

### (庶務)

第7条 検討会議等の庶務は、愛知県建築局公共建築部住宅計画課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議等の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### (附則)

この要綱は、令和2年10月16日から施行する。

### (附則)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 愛知県住生活基本計画有識者検討会議委員

(五十音順・敬称略)

氏名	職名
浅野 純一郎	豊橋技術科学大学建築・都市システム学系 教授
荒木 裕子	名古屋大学減災連携研究センター 特任准教授
上山 仁恵	名古屋学院大学経済学部 教授
川野 紀江	堀山女学園大学生活科学部生活環境デザイン学科 准教授
小松 尚	名古屋大学大学院環境学研究科都市環境学専攻 教授 【座長】
服部 敦	中部大学工学部都市建設工学科 教授
松山 明	中部大学工学部建築学科 准教授
吉永 美香	名城大学理工学部建築学科 教授

## 愛知県住生活基本計画有識者検討会議分科会委員

(五十音順・敬称略)

## 【住まい分科会】

氏名	職名
荒木 裕子	名古屋大学減災連携研究センター 特任准教授
小松 尚	名古屋大学大学院環境学研究科都市環境学専攻 教授 【座長】
松山 明	中部大学工学部建築学科 准教授

## 【ストック分科会】

氏名	職名
上山 仁恵	名古屋学院大学経済学部 教授
吉永 美香	名城大学理工学部建築学科 教授 【座長】

## 【新技術・まちづくり分科会】

氏名	職名
浅野 純一郎	豊橋技術科学大学建築・都市システム学系 教授
川野 紀江	堀山女学園大学生活科学部生活環境デザイン学科 准教授
服部 敦	中部大学工学部都市建設工学科 教授 【座長】